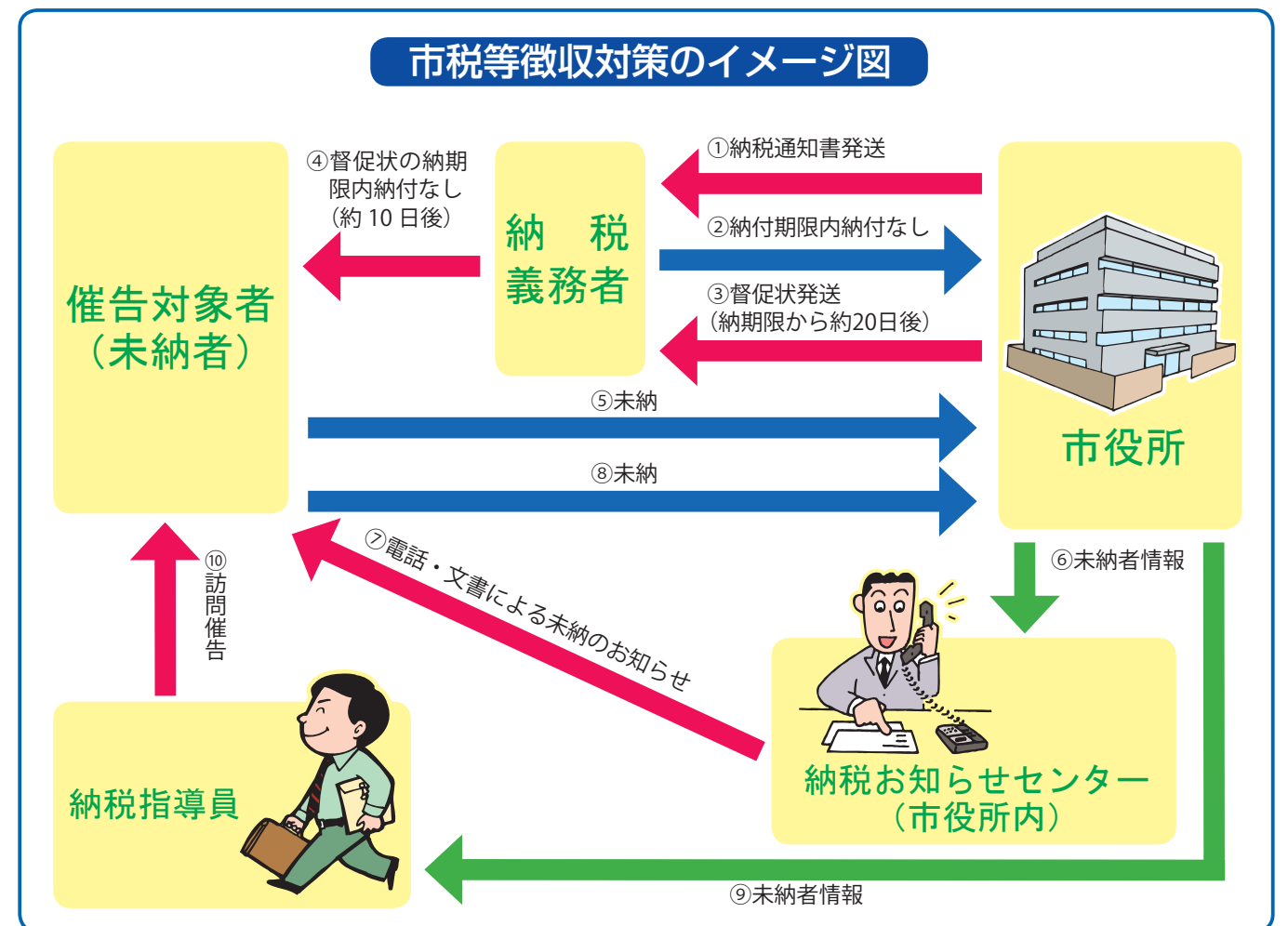


市税等の徴収を強化するため新たな取組を実施します！

昨今の鹿屋市を取り巻く経済状況は、非常に厳しい状況にあります。
 このような状況で、市独自の施策の実施や市民への幅広いサービスを維持するための財源として、市税等の確保は、市民の皆さんにとっても、特に重要な課題です。
 このため、市では、公平で公正な税務行政を遂行するため、平成21年度から市税等徴収強化の対策として新たな取組を実施します。



納税お知らせセンターによる電話催告

市税等の納め忘れ等、初期段階での未納抑制のため、電話による納税催告を行っています。より効果的に進めるため、本年度から専門の業者へ業務を委託します。

各税等の納期限が過ぎても納付がない場合、約20日後に督促状が発送され、督促状の納期限を過ぎてもなお納付がない場合、専門のオペレーターが、未納のお知らせを電話で行います。

納税指導員による訪問催告

文書や電話による催告でも納付がない場合、納税指導員（嘱託職員）が臨戸訪問し、納税を促します。

指導員は、納税の催告と併せて、未納者の生活状況等の聞き取りを行い、納付できるのに納付しないのか、納付できない状況なのかを調査します。
 納付できない未納者へは納税相談を促し、また、納

付できるのに納付しない未納者は、財産差押えなど滞納処分の対象者となります。

日曜日（閉庁日）の納税及び納税相談窓口開放

市では、平成21年6月から、毎月第2・第4日曜日の閉庁日に、納税及び納税相談の窓口を開放しています。

平日に仕事等で納税や納税相談ができない人などは、ぜひ、この機会をご利用ください。

なお、窓口開放日は、月により変更する場合がありますので、相談に来庁される前に、市収納管理課に開放日を確認後、来庁してください。

◎閉庁時窓口開放日

毎月第2・第4日曜日

◎時間

9時～17時

◎場所

市収納管理課
 （1階⑬番窓口）

※6月の窓口開放日は、14日（日）と28日（日）の

予定です。



1階⑬番窓口

平成20年度滞納処分の状況

市では、納税の公平性と市税等の確保のため、再三の催告等に応じず、また納税相談もないまま市税等の滞納が累積しているなど、納税の誠意が見られない滞納者について、財産（給与、預貯金、不動産等）を調査し、差押え可能な財産が判明した場合は、差押えを実施しています。
 また、差し押さえした不動産等は公売により売却し、その代金を市税等に充てています。
 平成20年度の滞納処分（差押え）及び公売の取組実績は、下記のとおりです。

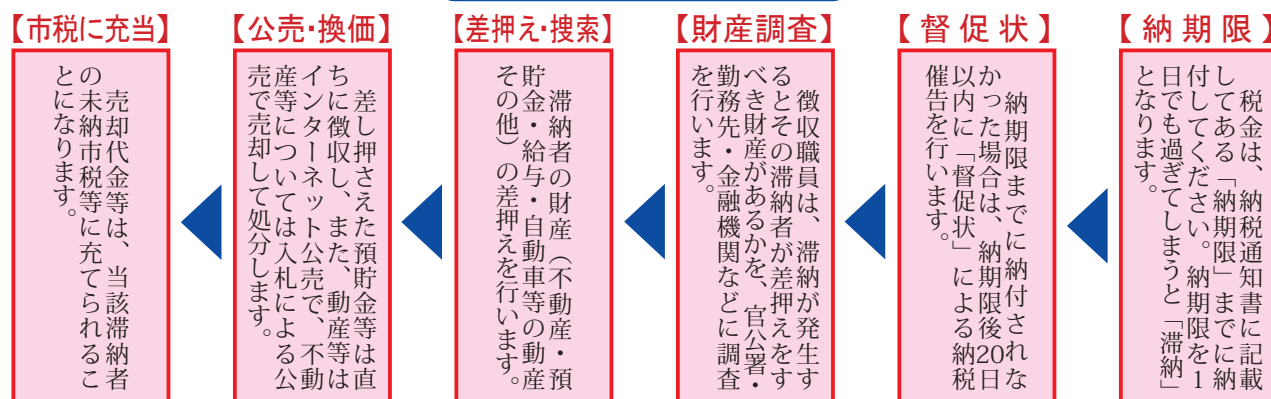
●滞納処分（差押え）の実施状況（H21.3.31現在）

対象財産	平成20年度実績(件)
不動産（土地、建物）	98
債権	
預貯金	118
給料	94
還付金等	151
合 計	461

●公売の実施状況（H21.3.31現在）

対 象 財 産	平成 20 年度実績	
	件数(件)	売却額(円)
不動産（土地、建物）	10	6,589,500

◆滞納処分の流れ◆



【問い合わせ】 市収納管理課（1階⑬番窓口） ☎ 0994-31-1155